

令和7年4月1日

京都府・京都市

小規模企業おうえん資金

融 資 対 象 と な る 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で1年以上継続して同一事業を行っている小規模企業者、小規模組合又は特定非営利活動法人《小規模企業者》…常時使用する従業員20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下 ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《 小規模組合 》 事業協同小組合、企業組合（その事業に従事する組合員20人以下） 協業組合（常時使用する従業員20人以下） 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人（常時使用する従業員20人以下）（「ベース枠」にあつては医業を主たる事業とする特定非営利活動法人に限る） ※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと	
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金・設備資金10年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、6箇月以内の据置可＞	
区 分	ベース枠	ステップアップ枠
融 資 限 度 額	2,000万円 ＜事業実績が6箇月以上1年未満の場合は合計500万円まで利用可＞ 保証協会のすべての保証付き融資残高を含み、2,000万円以内	2,000万円 保証協会の無担保保証（一般枠）8,000万円の範囲内で2,000万円以内
融 資 利 率	年1.2%（固定金利）	年1.7%（固定金利）
担 保 ・ 保 証 人	保証協会の信用保証が必要	
	無担保無保証人	連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫 （※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱可	

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。